○防衛省令第四号

防衛省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二十五号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則及び地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣　中谷　元

防衛省職員給与施行規則及び地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第一条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ　行政職俸給表㈠

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	三〇人	五〇人	四六人	二〇三人	一一〇人	一四一人	四一九人	四一人	三九人
防衛人事審議会			一							
防衛大学校		二	二	九	一五	一二	三三	四八	四三	三
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	一〇	三四	五九	六	
防衛研究所		一	二	三	八	二	一七	八		
統合幕僚監部		一	三	三	八	一四	二二	八六	五	二
陸上自衛隊		一	一六	三六	二九九	四九二	七〇二	一、九六三	八二一	九六
海上自衛隊			五	二二	一三九	一八四	二八一	九〇三	四九九	一二一
航空自衛隊			三	一七	一〇九	二〇一	二三六	八五五	四三六	六三
情報本部		五	九	一二	二七	三一	五六	二一一	一〇二	三八
防衛監察本部	一	一	一	二	三	七	七	一〇	一	
地方防衛局	一	三二	二〇	七〇	二〇五	三七二	四四一	八七三	二六八	六九
防衛装備庁	一	一九	二七	三四	一一九	九九	一一三	二六八	九二	一八

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第二条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、近畿中部防衛局及び沖縄防衛局の調達部に、それぞれ次長二人」を「及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の調達部に、次長三人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（調達調整官）

第八条の二　沖縄防衛局調達部に調達調整官一人を置く。

2　調達調整官は、命を受けて、部の所掌事務に関する重要事項（第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事務に限る。）についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

附則中第十一条を第十三条とし、第六条から第十条までを二条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の二条を加える。

（沖縄防衛局調達部次長の設置期間の特例）

第六条　沖縄防衛局調達部次長のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調達調整官の設置期間の特例）

第七条　調達調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。